

海外活動支援事業についての要綱

(令和7年4月1日より適用する)

1. 事業の目的

国際社会・地域社会で活躍する未来を担う人材の健全な育成を目指し、海外に目を向け出向くことで広い国際的視野を身に着けることを目的とする黒石市民である青少年（40歳未満）が、海外での活動をするために自らの意志（*）に基づき国と地域を選択し、将来の自身のために研鑽をしようとする者を後押しする取組「未来への投資」として、その渡航費に係る一部を支援することを目的とします。

2. 支援の対象者

支援助成の対象は黒石市に住所を有する個人で、黒石に関係するテーマを課題とした目標をもって海外活動する場合に別紙に示す様式に従い書類を作成し「助成申請書」に添付して事務局へ提出することとします。

また、団体で活動する場合も個人で申請することとします。

ただし、過去に海外活動支援事業の支給を受けたことのある者は対象外とします。

*所属長の命令による活動（長期及び短期留学、研修）は申請できません。

3. 助成金の額

一人100,000円以内とします。

4. 申請書の提出から決定までの流れ

財団のホームページ <https://www.kuroishi-zdn.org/> の「海外活動支援事業」の申請用紙から印刷できます。

- 1) 別紙の第一号及び第二号様式により日本から離れる日の2ヶ月前までに「助成申請書」を代表理事あてに作成して提出するものとします。（必着）
- 2) 申請書類の届け先は財団事務局とします。
- 3) 「海外での活動する上で黒石に関係するテーマを課題とした目標をもっている事を説明した内容の書類」を添付するものとします。様式は任意です。
- 4) 申請書を受理後、3週間以内に三役会において審査会を開催し、その審査会の結果は財団の事務局がすみやかに申請者へ通知します。
- 5) 対象となる者が未成年（18歳未満）の場合の申請者は保護者となります。

5. 助成金の交付と報告義務

【助成金の交付】

交付決定を受けた個人は助成額が決定した後、第三号様式によって、すみやかに助成金の振込みを依頼する書面を提出してください。

【報告義務】

海外活動終了し帰国後、2ヶ月以内に事業実施報告書を第四号様式に従って、代表理事に書面での提出が必須となります。